

基礎控除等の見直し  
～令和7年度税制改正  
(年末調整関係事務を除く)

---

税理士 大畑 智宏  
公益財団法人 日本税務研究センター



## 【改正の概要】

### 1-1 改正の概要

令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等について、給与や公的年金等の源泉徴収に関する改正の概要を教えてください。

[A]

令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等において、給与や公的年金等の源泉徴収に関する改正の概要は以下のとおりです。

#### 1 令和7年12月1日からの改正

- (1) 合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。
- (2) 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。  
この改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。
- (3) 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。
- (4) 扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引上げられました。

## 2 令和8年1月1日からの改正

- (1) 「源泉徴収税額表」が改正されました。
- (2) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額が改正されました。
- (3) 各月（日）の給与及び公的年金等の源泉徴収の際に特定親族特別控除が適用されることとされました（扶養控除等申告書等及び扶養親族等申告書の記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に変更されました。）。

上記の改正により、令和7年分の給与の源泉徴収事務は以下のとおりとなります（下記1－2等参照）。

- ・ 令和7年11月までの給与に係る源泉徴収事務は従来のおり行います。
- ・ 令和7年12月1日以後に支払う給与から上記1(4)の改正が適用され、令和7年12月に行う年末調整の際には、改正後の基礎控除額など（上記1(1)ないし(4)）に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

## 1－2 改正の概要（基礎控除）

令和7年度税制改正における、基礎控除の改正の概要を教えてください。

[A]

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直しが行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

## 第二 令和7年度税制改正の具体的内容

### 一 個人所得課税

#### 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

（国 税）

##### （1）基礎控除（所法86）

① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 58 万円

ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円

ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円

ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円

③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注1）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

（注2）上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

## 【令和7年2月27日修正案】

### 第一 所得税の基礎控除等の特例（租税特別措置法第41条の16の2 関係）

令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合における所得税の基礎控除の額は、政府原案（所法86）の金額に次の金額を加算した額とする等の特例を創設すること。

一 **令和7年分及び令和8年分** 次の区分に応じそれぞれ次に定める金額

1 **合計所得金額が132万円（給与収入200万円）以下である場合 37万円**

2 合計所得金額が132万円を超え336万円以下である場合 30万円  
（給与収入200万円相当～475万円相当以下）

3 合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合 10万円  
（給与収入475万円相当～665万円相当以下）

4 合計所得金額が489万円を超える場合 5万円  
（給与収入665万円相当～850万円相当以下）

二 **令和9年分以後の各年分 37万円（合計所得金額が132万円以下である場合）**

（注）課税最低限は160万円（一般的な社会保険料支払いがある場合、188万円）となる。

→65万円（給与所得控除）+58万円（本法）+37万円（措法）=160万円

→65万円（給与所得控除）+58万円（本法）+37万円（措法）+28万円（社会保険料控除）=188万円

1 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注3)</sup> )	基礎控除額		改正前
	改正後 <sup>(注1)</sup>		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 <sup>(注2)</sup>		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 <sup>(注2)</sup>	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 <sup>(注2)</sup>		
489万円超 655万円以下 (665万円5,556円超 850万円以下)	63万円 <sup>(注2)</sup>		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条((基礎控除))の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2((令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例))の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

措置法

## Question

なぜ基礎控除をさらに上乘せ?

## Answer

生計費を考慮し低所得者層の税負担軽減

政府与党は昨年末の税制改正大綱を決定した際、いわゆる「年収103万円の壁」について、基礎控除と給与所得控除をそれぞれ10万円引き上げ、123万円にしました。これに先立ち、自公両党は国民民主党との間で「178万円を目指して引き上げる」とする3党幹事長合意を結んでいます。

年明けからの3党協議で、国民民主党から「基礎控除の引き上げは憲法で定める生存権に基づくべき」との主張がありました。これを受けて、自公両党は、東京都の生活保護基準や最低賃金の水準等を考慮し、年収200万円以下の低所得層の税負担を軽減するため課税最低限を123万円から160万円に引き上げることにしました。

## Question

なぜ所得制限を設けた?

## Answer

異なる政策目的。1人当たりの減税額を平準化する

まず、課税最低限を160万円とすることと、年収200万円以上の所得層に対して段階的に基礎控除を上乘せすることは政策目的が異なります。200万円以下の層は低所得者層の税負担に対する配慮として恒久的措置としました。一方、中所得層を含めた税負担の軽減は、物価上昇に賃金上昇が追い付いていない現状を踏まえた措置として、令和7・8年の2年間に限定します。

その際、高所得者優遇とならないよう、基礎控除の上乗せに段階を設けて、当初案と併せて一人当たりの減税額を平準化するようにしました。

# 世帯類型ごとの減税額（所得税）

世帯構成	年収	控除額 (政府案+上乘せ)	減税額
単身世帯	200万円	47万円	2.4万円
	400万円	40万円	2万円
	800万円	15万円	3万円
	1,500万円	10万円 ※上乘せ無し	3.3万円
夫婦共働き世帯	それぞれ200万円 計400万円	それぞれ47万円	それぞれ2.4万円 計4.7万円
	それぞれ400万円 計800万円	それぞれ40万円	それぞれ2万円 計4万円
	600万円、200万円 計800万円	20万円、47万円	2万円、2.4万円 計4.4万円
	それぞれ1,000万円 計2,000万円	それぞれ10万円 ※上乘せなし	それぞれ2万円 計4万円

2 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

なお、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」の税額は、基礎控除額58万円への引上げに基づいた金額となっており、創設された租税特別措置法第41条の16の2（（令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例））の規定（37万円、30万円、10万円又は5万円を加算する特例）は織り込まれていません。

これらの特例については、年末調整又は確定申告の際に適用を受けることになります。

3 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額が改正されました。

（注） 令和8年分の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額は、基礎控除額58万円への引上げに加え、創設された租税特別措置法第41条の16の2（（令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例））の規定により基礎控除額に加算される金額（37万円又は30万円）も加味したものとなります。

令和9年分以後の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額は、基礎控除額58万円への引上げに加え、創設された租税特別措置法第41条の16の2（（令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例））の規定により基礎控除額に加算される金額（37万円）も加味したものとなります。

## 【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

### 1-3 改正の概要（給与所得控除）

令和7年度税制改正における、給与所得控除の改正の概要を教えてください。

[A]

以下のとおり、所得税の給与所得控除の見直しが行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

#### 【給与所得控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

$$1,900,000\text{円} \times 30\% + 80,000\text{円} = 650,000\text{円}$$

<del>給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)</del>	給与所得控除額 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">改正後</div>
<del>1,625,000円まで</del> <del>1,625,001円から</del>	<del>550,000円</del> → 650,000円
<del>1,800,000円まで</del> <del>1,800,001円から</del>	<del>収入金額×40% - 100,000円</del>
<del>3,600,000円まで</del> <del>3,600,001円から</del>	<del>収入金額×30% + 80,000円</del>
<del>6,600,000円まで</del> <del>6,600,001円から</del>	<del>収入金額×20% + 440,000円</del>
<del>8,500,000円まで</del> <del>8,500,001円から</del>	<del>収入金額×10% + 1,100,000円</del>
<del>8,500,001円以上</del>	1,950,000円 (上限)

図 令和7年度税制改正 給与所得控除速算表

給与所得控除額  
(万円)

..... 子育て世帯

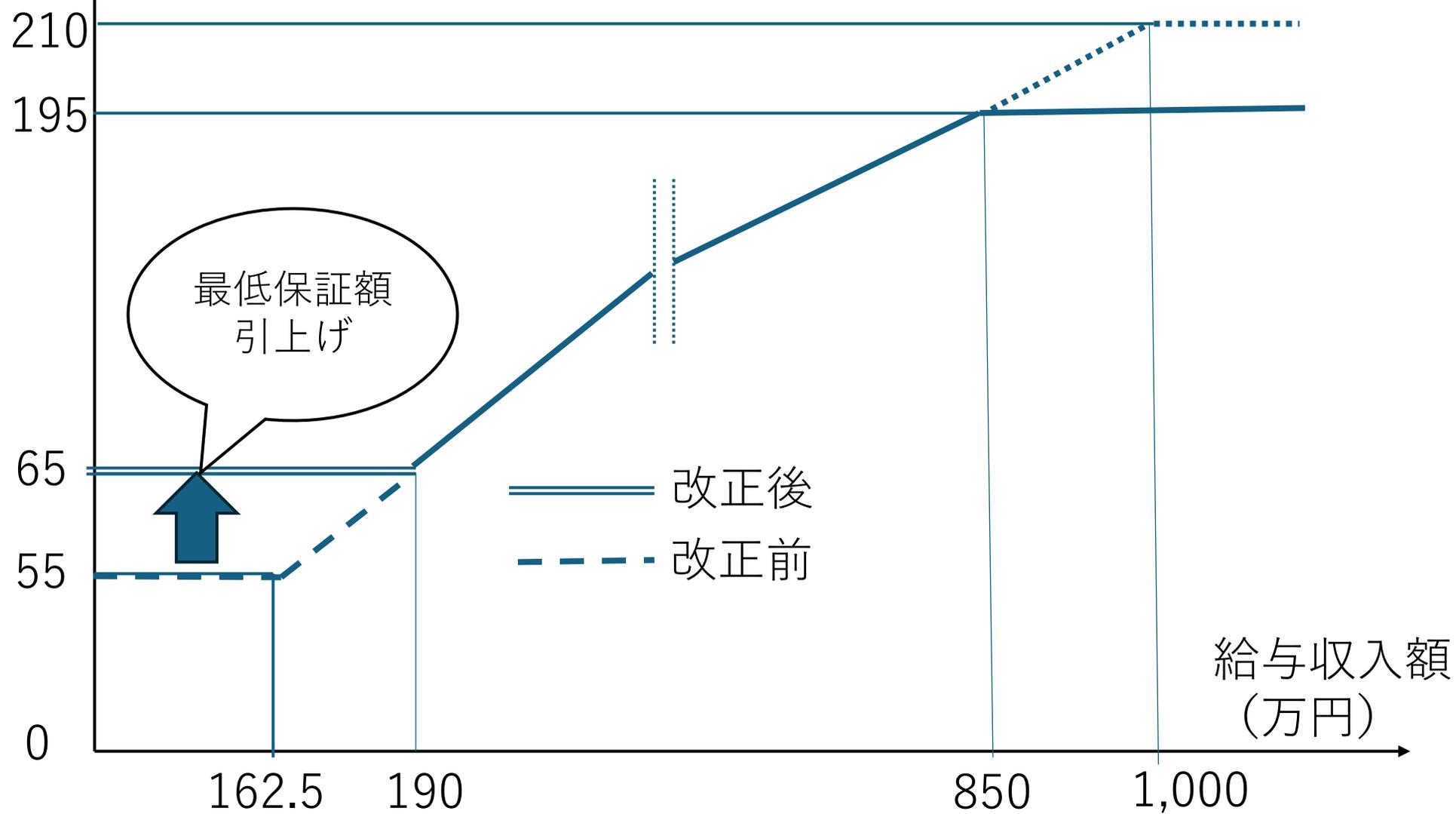


図 令和7年度税制改正 給与所得控除最低保証額

## 1-4 改正の概要（源泉徴収税額表）

令和7年度税制改正において「源泉徴収税額表」が改正されたのですか。

[A]

令和7年度税制改正における基礎控除の見直しや給与所得控除の見直しにより、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

なお、基礎控除額58万円に、37万円、30万円、10万円又は5万円が加算される特例については、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」には織り込まれておらず、これらの特例については、年末調整又は確定申告の際に適用を受けることになります。

(注) 改正後の「源泉徴収税額表」は「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表」（平成24年3月31日号外財務省告示第115号（最終改正令和7年4月30日財務省告示第122号））をご確認ください。  
国税庁ホームページには「令和8年分 源泉徴収税額表」を令和7年8月末頃掲載予定です。

## 1-5 改正の概要（特定親族特別控除）

令和7年度税制改正において創設された「特定親族特別控除」の概要を教えてください。

[A]

以下のとおり、特定親族特別控除が創設されました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- 1 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた以下の金額（特定親族特別控除額）を控除する特定親族特別控除が創設されました。

### 【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が**58万円超123万円以下**<sup>(注)</sup>の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

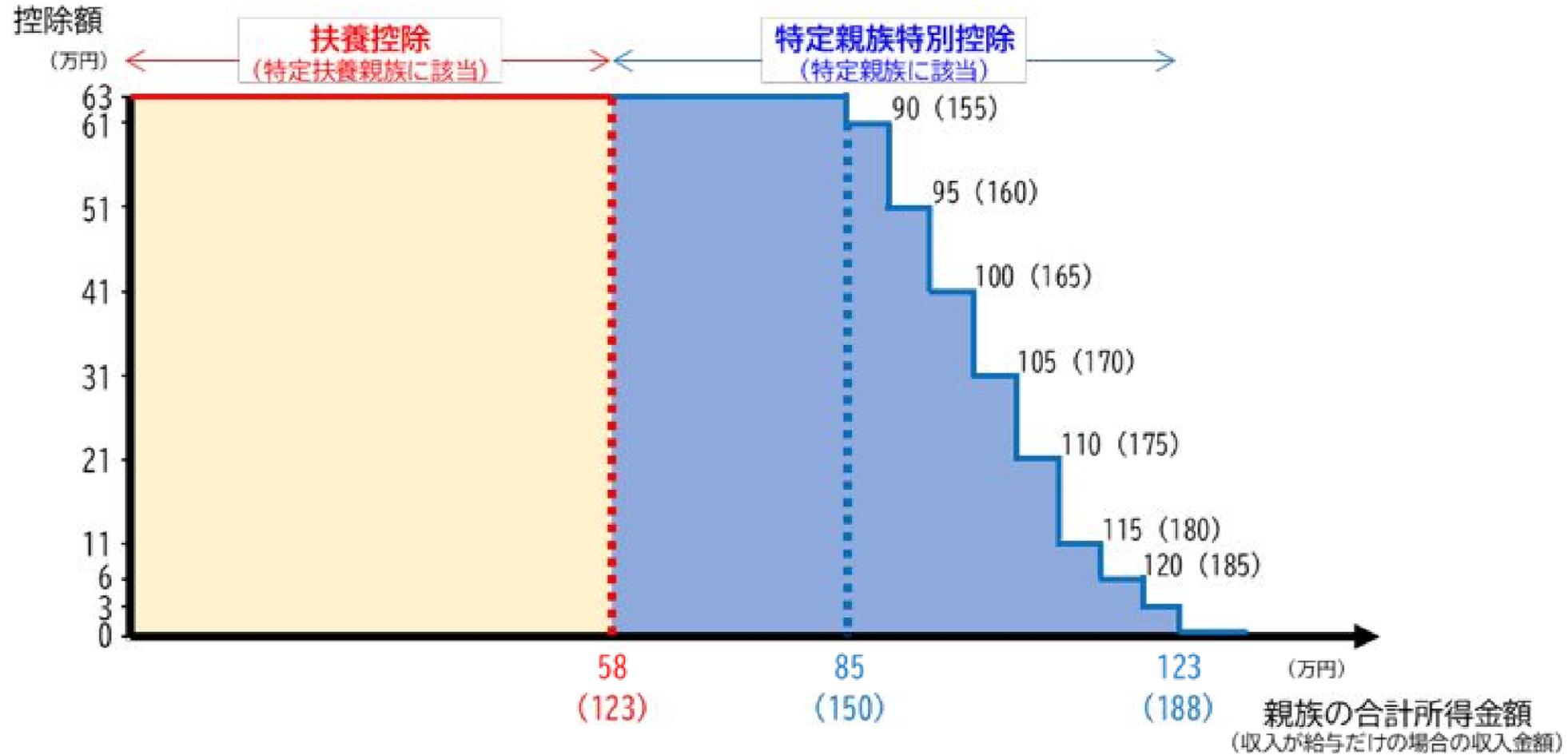
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

### 【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注)</sup> )	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



2 控除対象扶養親族と、合計所得金額が一定額以下である特定親族<sup>(注)</sup>については「源泉控除対象親族」とされました。

令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について提出する扶養控除等申告書等及び扶養親族等申告書には「源泉控除対象親族」を記載することとなります。

(注) 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、合計所得金額が58万円超100万円以下の人となります。

公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、合計所得金額が58万円超85万円以下の人となります。

また、扶養控除等申告書等や扶養親族等申告書に「源泉控除対象親族」を記載することで、各月（日）の源泉徴収の際に、特定親族特別控除が適用されます。

#### 【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記1の改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

## 1-6 改正の概要（源泉控除対象親族）

令和7年度税制改正において定義された「源泉控除対象親族」とはどのような人をいうのですか。

[A]

### 1 <<給与の源泉徴収事務>>扶養控除等申告書等に記載する「源泉控除対象親族」

令和7年分までの扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この「源泉控除対象親族」については、各月（日）の給与に係る源泉徴収税額の計算に加味されることとなります。

なお、年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けるためには、扶養控除等申告書等の「源泉控除対象親族」欄への記載の有無にかかわらず、特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出する必要があります。

（注） 合計所得金額が100万円超123万円以下の特定親族については、各月（日）の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整において特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

## 【源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族<sup>(注1)</sup>
- ② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人

(注) 1 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58 万円以下の人のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

(1) 居住者のうち、年齢 16 歳以上の人

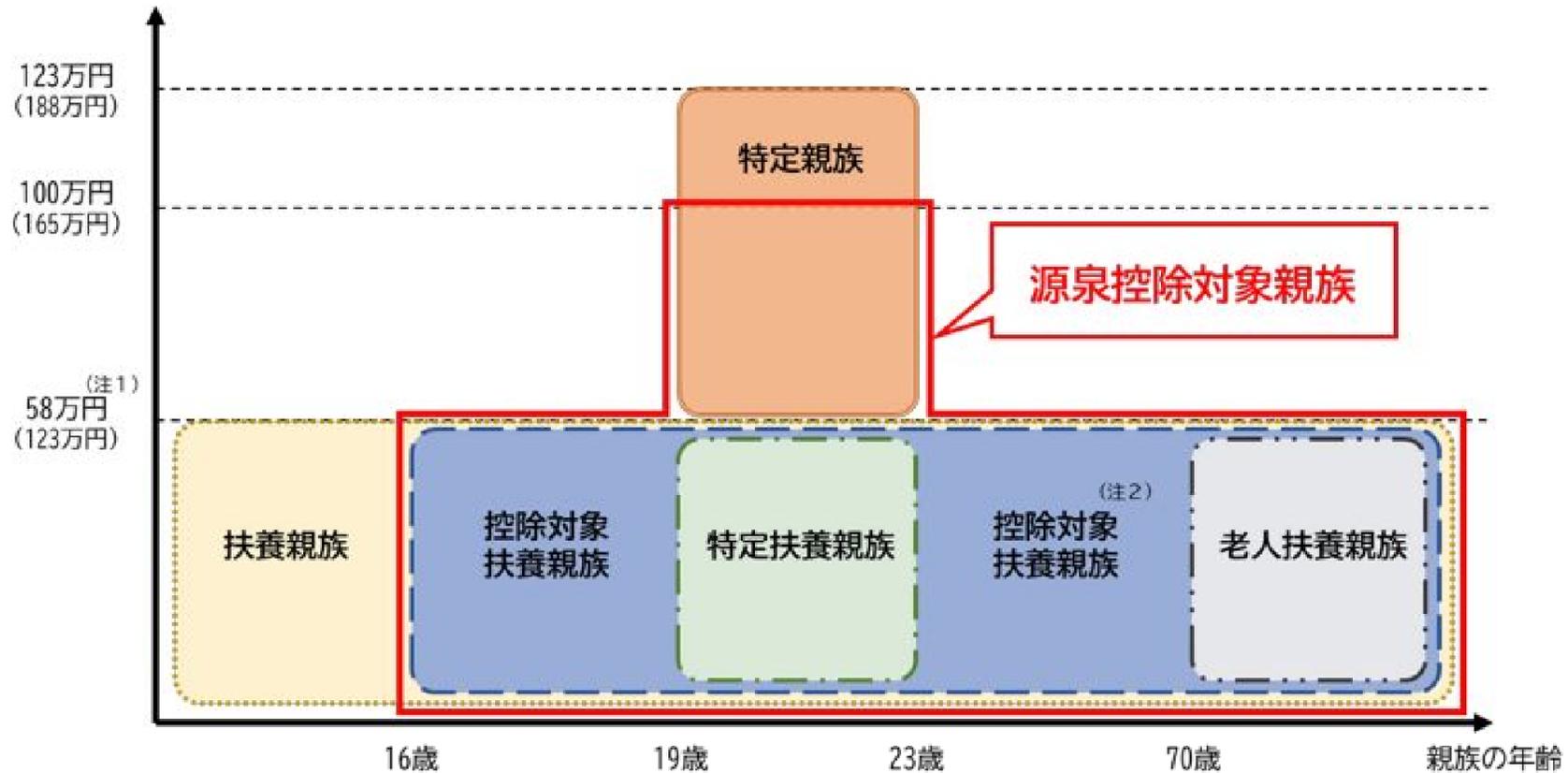
(2) 非居住者のうち、①年齢 16 歳以上 30 歳未満の人、②年齢 70 歳以上の人、③年齢 30 歳以上 70 歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

2 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、上記のとおり合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人となります。

公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、下記 2 のとおり合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下の人となります。

## 【参考：親族の範囲】

親族の合計所得金額  
(収入が給与だけの場合の収入金額)



- (注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です(改正前：48万円)。  
 2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、  
 ③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する  
 する場合に限ります。

## 1-7 改正の概要（扶養親族及び同一生計配偶者）

令和7年度税制改正における、扶養親族及び同一生計配偶者の所得要件の改正の概要を教えてください。

[A]

扶養親族や同一生計配偶者の所得要件が、48万円から58万円へ引き上げられました。

この改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

改正後の扶養親族及び同一生計配偶者の定義は次のとおりとなります。

### 【扶養親族】

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が**58万円以下**（改正前：48万円以下）の人をいいます。

### 【同一生計配偶者】

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が**58万円以下**（改正前：48万円以下）の人をいいます。

## 1-8 改正の概要（勤労学生）

令和7年度税制改正における、勤労学生の所得要件の改正の概要を教えてください。

[A]

勤労学生の所得要件が、75万円から85万円へ引き上げられました。

この改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

改正後の勤労学生の定義は次のとおりとなります。

### 【勤労学生】

所得者本人が、次の①ないし④のいずれにも該当する人をいいます。

- ① 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
- ② 給与所得等があること。
- ③ 合計所得金額が85万円以下（改正前：75万円以下）であること。
- ④ 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下であること。

（注） 「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

## 1-9 改正の概要（ひとり親）

令和7年度税制改正における、ひとり親の生計を一にする子の所得要件の改正の概要を教えてください。

[A]

ひとり親の生計を一にする子の所得要件が、48万円から58万円へ引き上げられました。

この改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

改正後のひとり親の定義は次のとおりとなります。

### 【ひとり親】

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の①ないし③のいずれにも該当する人をいいます。

- ① その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が **58万円以下**（改正前：48万円以下）の子に限ります。）を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

## 1-10 令和7年12月1日以後の扶養親族等の所得要件

1-7から1-9の扶養親族等の所得要件の改正については、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されるとのことですが、令和7年の給与及び公的年金等の源泉徴収事務は、いつから変更されるのでしょうか。

[A]

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与から扶養親族等の所得要件の改正が適用され（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために扶養控除等申告書などの提出が必要となります。）、令和7年12月に行う年末調整の際にも、この改正が適用されます。

一方、公的年金等の源泉徴収事務においては、扶養親族等申告書の申告内容に変更があった場合に生じる所得税の過不足は、公的年金等の受給者が確定申告を行うことにより精算することができます。

そのため、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合にも、原則として、確定申告をする必要があります。

## 【令和7年分の所得税に係る準確定申告等】

### 7-1 令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等

令和7年11月30日以前に令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用は受けることができないのでしょうか。

[A]

令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等（上記「1-1 改正の概要」の1の令和7年12月1日からの改正）は、令和7年12月1日から施行することとされていることから、同年11月30日以前にいわゆる準確定申告書<sup>(注1)</sup>を提出する場合には、適用されないこととなります。

その上で、令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出した方は、同年12月1日から令和12年12月2日（月）までに更正の請求を行うことにより、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用を受けることができます<sup>(注2)</sup>。

(注) 1 「年の途中で死亡した場合の確定申告」又は「年の途中で出国<sup>(※)</sup>をする場合の確定申告」により提出される確定申告書をいいます。以下同じです。

※ 「出国」とは、居住者については、納税管理人の選任届出をしないで国内に住所等を有しないこととなることをいいます。

2 この場合の更正の請求書については、令和6年分の様式を使用する場合で特定親族特別控除を適用するときには、下記7-2の準確定申告書の記載方法に準じて記載してください。なお、既に提出した準確定申告書に係る法定申告期限が到来していない場合には、訂正申告書の提出により基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

3 令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等については、令和7年12月1日から施行されるため、同日前に期限が到来する予定納税額の減額申請においては、適用はありませんので、改正前の規定に基づき申請する必要があります。

## 7-2 令和7年12月1日以後にe-Taxソフトで準確定申告書を提出する場合の基礎控除

令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合、e-Taxソフトでは「基礎控除」欄に48万円までの金額しか入力できません。令和7年度税制改正による基礎控除の見直しを適用するには、どうすればよいのでしょうか。

[A]

令和7年12月1日以後に、令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、令和7年度税制改正による基礎控除の見直しの適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和7年の間は令和6年分の確定申告書の様式を使用することとなるところ、e-Taxソフトを利用する場合の基礎控除額の入力については、次のとおりです。

申告書第一表の「基礎控除」欄には金額を入力せず、初期表示の「0,000」のままとし、「雑損控除」欄に改正後の基礎控除額を入力してください。

なお、雑損控除も入力する必要がある場合は、雑損控除額と改正後の基礎控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「基礎控除額●●●円」（雑損控除額もある場合は、「雑損控除額●●●円、基礎控除額●●●円」と入力してください。

### 7-3 令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合の特定親族特別控除

令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合には、特定親族特別控除は適用されるのでしょうか。また、適用されるとしたときには、申告書はどのように記載するのでしょうか。

[A]

令和7年12月1日以後に、令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、特定親族特別控除の適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和7年の間は令和6年分の確定申告書の様式を使用することとなるところ、特定親族特別控除額の記載については、次のとおりです。

#### ○ 書面の場合

申告書第一表の「扶養控除」欄の項目名を抹消し、当該項目名の欄の余白に「特定親族特別控除」と記載した上で、同欄の金額欄に特定親族特別控除額を記載してください。

(注) 扶養控除額の記載が必要な方については、「扶養控除」欄の項目名を抹消することなく、当該項目名の下に「特定親族特別控除」と記載した上で、同欄の金額欄を二段書きとし、その上部に扶養控除額を、下部に特定親族特別控除額を記載してください。

#### ○ e-Tax ソフトの場合

申告書第一表の「扶養控除」欄に特定親族特別控除額を入力してください。

なお、扶養控除も入力する必要がある場合は、扶養控除額と特定親族特別控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「特定親族特別控除額●●●円」（扶養控除額もある場合は、「扶養控除額●●●円、特定親族特別控除額●●●円）」と入力してください。 令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A 令和7年5月30日 国税庁より